

## 関税割当新設にかかる作業文書(仮訳)

1. これまでの議論に基づけば、私の感じでは、テキストのパラ 8 3 に示された二つのオプションのいずれも上手くいかないであろう。もしその判断が正しければ、唯一の現実的な着地点は、重要品目に指定されて新たに関税割当が創設されることとなる現時点で関税割当の設定の無い幾つかのタリフラインに関し、十分な透明性の下で、厳しい制約と制限された必要数が認められることであろう。現時点までに行われてきた建設的な協議に基づけば、以下がその中でみられた収斂の要素である。最終的な法的案文の形となっていないが、終結のための土台として機能すればと願う。

2. パラ 8 3 の 2 番目のオプションは削除

3. パラ 8 3 の最初のオプションについては、“...又は以下で示された条件を満たせば”という一文に以下のような文が加えられる。

4. そして、以下のような文が続くことが必要となろう。

5. 現在関税割当がないタリフラインは、以下の条件の下で、重要品目に指定され、新たに関税割当の対象となる。当該タリフラインの数は当該加盟国（脚注 1：最終パラの規定を満たさなければならないノルウェーは除く）のタリフライン数の 1%を超えてはならず、その 1%は、当該メンバーが重要品目に指定する権利がある最大タリフライン数の内数とする。また、当該タリフラインは、パラ 7 4 の下で求められる消費量拡大幅に加えて、2%の追加拡大の規定が適用され、枠内税率はゼロ、その他すべての重要品目のタリフラインに関し、それらが譲許され、最恵国待遇で適用される。関連タリフラインは、これらモダリティの一部として附属書の中で、そのタリフラインの詳細とそのアクセス数量とともに、透明性をもって特定されなければならない。

6. 歴史的に非常に大きな貿易があり、上記の方式が、これらのモダリティの目的や意図に反する形で、明らかにかつ人工的に貿易を制限してしまう場合、上記の消費量に関する条件に歴史的な貿易量を加えられなければならない。その品目と結果的なアクセス数量は、附属書の中で当該国のタリフラインレベルで詳細に特定され、モダリティ案の一部（添付の状況 B）を構成しなければならない。

7. 直近の流動的な貿易のために、歴史的な貿易や上記の消費量の要素を使用してもなお、これらのモダリティの目的や意図に反する形で、明らかにかつ人工的に貿易を制限してしまう特殊な場合、その品目に関する特別の規定とする。その品目と結果的なアクセス数量は、附属書の中で当該国のタリフラインレベルで詳細に特定され、モダリティ案の一部（添付の状況 C）を構成しなければならない。

8. ノルウェーの場合、添付 Ai(G)に従い 7 桁レベルで重要品目の指定を行い、全てを合計した消費量をこれら 3 つの品目カテゴリーに割り当てる場合を除き、上記の 2%追加拡大の規定を守らなければならない。この場合、これら 3 つの品目カテゴリーの合計 TRQ 数量に対し、消費量の 0.5%を追加負担する。アクセス数量は、附属書の中でタリフラインレベルで詳細に特定され、モダリティ案の一部を構成しなければならない。

附属書

先進加盟国	標準の状況：タリ フラインレベルで の品目とTRQア クセス数量	状況 B: タリフライ ンレベルでの品目 とTRQアクセス 数量	状況 C: タリフライ ンレベルでの品目 とTRQアクセス 数量
E C			
米国			
日本			
ノルウェー			
スイス			